

—ポイント行政学—Q12、Q13、Q14

Q12：日本の地方自治制度をめぐる終戦直後の改革について具体的に7つ列挙（箇条書で良い）し、さらに戦前から継承された点について3つ書きなさい。

○終戦直後の7つの改革：

- ① 憲法第8章に地方自治の項目
- ② 都道府県が形式的には完全自治体に（すべての都道府県職員の身分は原則地方公務員に。戦前は内務省による官選）
- ③ 市町村長が直接公選に（戦前は市町村議会による間接公選）
- ④ 団体別の法制から地方自治法に一括
- ⑤ 内務省の解体→縦割り行政の分立体制を助長
- ⑥ 市町村所管の自治体警察、公選の市町村教育委員会所管の義務教育行政
- ⑦ 直接参政制度→解職請求、条例制定改廃請求、監査請求など

\* 要するに→「日本の地方制度は、戦前のそれに比べれば、大幅に分権化され、かつまた分離化された」しかし、→

○戦前から継承された3つの点：

- ① 概括例示方式
  - ② 機関委任事務「自治体を同時に国の地方行政機構とする方式」の採用。「知事を初めとする都道府県の執行機関および市町村長を初めとする市町村の執行機関を国の機関とし、自治体の執行機関に『国の事務』の執行を委任する仕組み」
  - ③ 「広域自治体である都道府県と基礎自治体である市町村の間に上下の指揮監督のヒエラルヒー構造」
- \* 要するに→★「日本の地方自治は今なお集権・融合型の特徴を色濃く残存させている」

Q13：サンフランシスコ平和条約(1951年)後の地方制度改革において、「都道府県と市町村」、「町村合併」、「内務省解体(1947年)以後」の側面から各々の特徴を述べなさい。

○都道府県と市町村：機関委任事務方式の活用。教育委員会委員の直接公選の廃止と義務教育学校教員任用事務の都道府県への移管、市町村警察の廃止と都道府県警察の創設など。

○町村合併：明治初期約7万→1888年市制町村制施行の直前の合併で14,000に（＝明治の大合併）→敗戦当時1万弱→1953年以後の合併で3,300弱に減少（昭和の大合併）。

○内務省解体以後：縦割り行政分立体制の助長→国の地方出先機関・特殊法人・附属施設の濫設傾向  
+①機関委任事務の増大、②通達行政の深化、③補助金行政の膨張（①②③は新中央集権の現象形態）  
結果として、自治体による「地域総合行政」が困難に

Q14：日本における分権改革の経過と到達点について述べなさい。

<経過>

1993年：衆参両院で地方分権推進決議。第三次行革審の最終答申（翌年中に内閣は地方分権推進の大綱方針を決定し、地方分権推進基本法の制定をめざすべきという内容）  
1994年：地方分権推進の大綱方針を閣議決定  
1995年：地方分権推進法の制定公布。同年7月に地方分権推進委員会の設置  
1996年：地方分権推進委員会、98年にかけて中間報告と第1次～第4次勧告の提出。  
1998年：政府が地方分権推進計画を作成→地方分権一括法案の国会提出へ  
1999年：地方分権一括法の制定公布（1999年。475本の関係法律の一部改正。2000年4月から施行）  
＝第一次分権改革

<到達点>

団体自治の拡充方策（事務事業の移譲、関与の縮小廃止）を住民自治の拡充方策よりも優先、さらに関与の縮小廃止に焦点を当てたこと→

①通達通知による関与の縮小廃止→機関委任事務制度の全面廃止！→法定受託事務か自治事務かに＝「自治体には国の下請け機関として執行する『国の事務』は皆無に」＋自治体の法令解釈権の大幅拡大＋政府間関係の公正・透明に向けた関与の標準類型や関与の手続ルール、訴訟も可

②機関・職員・資格などにかかわる必置規制の緩和廃止

③補助事業の整理縮小と補助条件の緩和

要するに→★「国と自治体との関係を従前の上下・主従の関係から新しい対等・協力の関係に転換していくための方策」を一定程度実現

<残された課題>

①「国税と地方税の税源配分を改め自治体の自主財源を充実し、補助金等および地方交付税交付金などの国からの財政移転への依存状態を大幅に緩和する必要」

②「受け皿」論の再検討

③事務事業の移譲に再挑戦（ヨーロッパ地方自治憲章や国際自治体連合（IURA）決議の世界地方自治宣言における補完性の原理に注目）

④法定受託事務の縮小と自治事務に対する枠づけ・義務づけの緩和

⑤地方自治法の制度規制に対する緩和（住民投票制度の導入をめぐる論議が焦点）

.....

— 「現在行政学」資料5 —

■ その後の分権改革の経緯

2001年：地方分権推進委員会「最終報告」

2004年度：三位一体改革（補助金削減、国から地方への税源移譲、地方交付税改革）（～2006年度）

2006年：地方分権改革推進法の制定

2007年：地方分権改革推進委員会（内閣府）の発足

2008年：分権委、第1次勧告（国から地方への権限移譲など）、第2次勧告（義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大（4076条項）、国の出先機関の見直し）

2009年9月：政権交代

2009年10月：分権委、第3次勧告（義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大（第2次勧告のうち892条項）、国と地方の協議の場の法制化）

2009年11月：分権委、第4次勧告（地方税財政改革）

2009年11月：地方分権改革推進本部を廃止し、首相を議長とする「地域主権戦略会議」を内閣府に設置（11月17日閣議決定）

2009年12月：地方分権改革推進計画の閣議決定（（義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大（勧告の一部：121条項、国と地方の協議の場の法制化）

2009年12月：「地域主権戦略の工程表（案）」の提示（12月14日の第1回地域主権戦略会議において）

2009年度中：「地域主権推進一括法案（第1次）」国会上程（2010年度以降、制定・施行）

— 第二次分権改革 —